

金沢総合車両所松任本所跡地における土壤汚染対策法に基づく区域指定について

2026 年 9 月 24 日
西日本旅客鉄道株式会社

弊社金沢総合車両所松任本所跡地における地下水の環境基準値の超過については、2026 年 2 月 20 日にお知らせのとおりですが、その後、石川県・白山市の指導のもと追加調査を実施するとともに土壤汚染対策法第 14 条に基づく区域指定に係る申請を行ったところ、本日、下記のとおり要措置区域および形質変更時要届出区域の指定を受けました。

周辺にお住いのみなさまにはご心配をおかけいたしておりますが、引き続き石川県・白山市の指導のもと適切に対応を進めてまいります。

1 区域指定の内容

(1) 場 所 金沢総合車両所松任本所跡地
石川県白山市新田町 289 番地

(2) 指定区分

- ・要措置区域 4 区画（別図 1 のとおり）
- ・形質変更時要届出区域 342 区画（別図 2 のとおり）

(3) 対象物質

- ・要措置区域 テトラクロロエチレン
- ・形質変更時要届出区域 六価クロム化合物・鉛及びその化合物

(4) 調査結果

① 地下水調査

- ・テトラクロロエチレン 最大 0.029mg/ℓ [環境基準値 0.01 mg/ℓ]

② 土壤調査

- ・テトラクロロエチレン（溶出量） 最大 0.048mg/ℓ [環境基準値 0.01 mg/ℓ]
- ・六価クロム化合物（溶出量） 最大 0.56mg/ℓ [環境基準値 0.05 mg/ℓ]
- ・鉛及びその化合物（溶出量） 最大 0.35mg/ℓ [環境基準値 0.01 mg/ℓ]
- （含有量） 最大 5,700mg/kg [環境基準値 150 mg/kg]

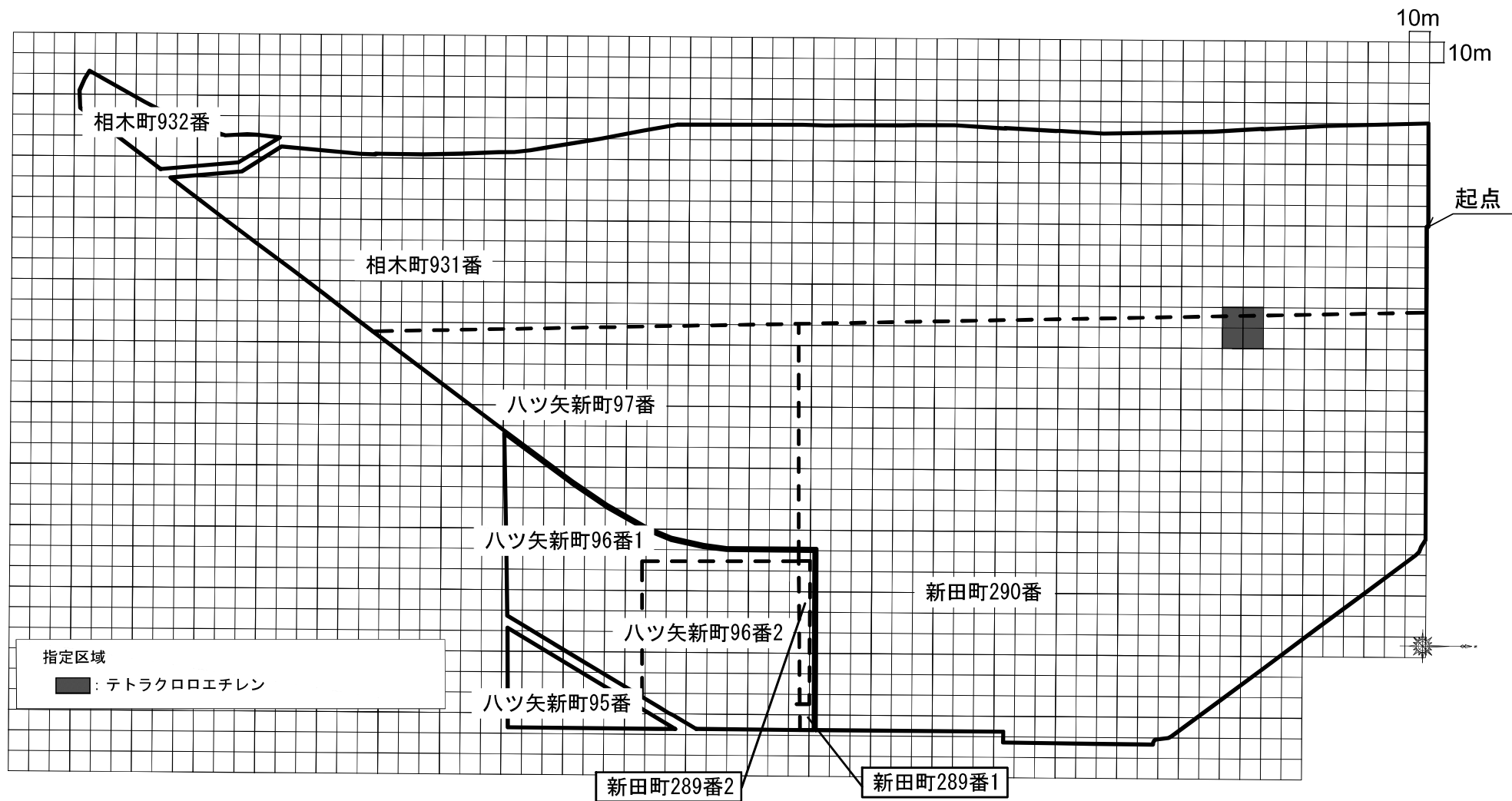
2 今後の対応について

- ・要措置区域においては、石川県・白山市の指導のもと、汚染の除去等の措置に係る実施計画を策定し、措置を講じてまいります。
- ・形質変更時要届出区域（※）においては、立入禁止の措置を講じております。また、石川県による調査の結果、人の健康被害が生ずるおそれがないことが確認されており、引き続き適切に管理を行ってまいります。

※土壤汚染対策法に定められた土壤の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、健康被害が生じるおそれがないため、汚染除去等の措置が不要とされる区域で、掘削等土地の形質を変更する場合において届出が必要となる区域。

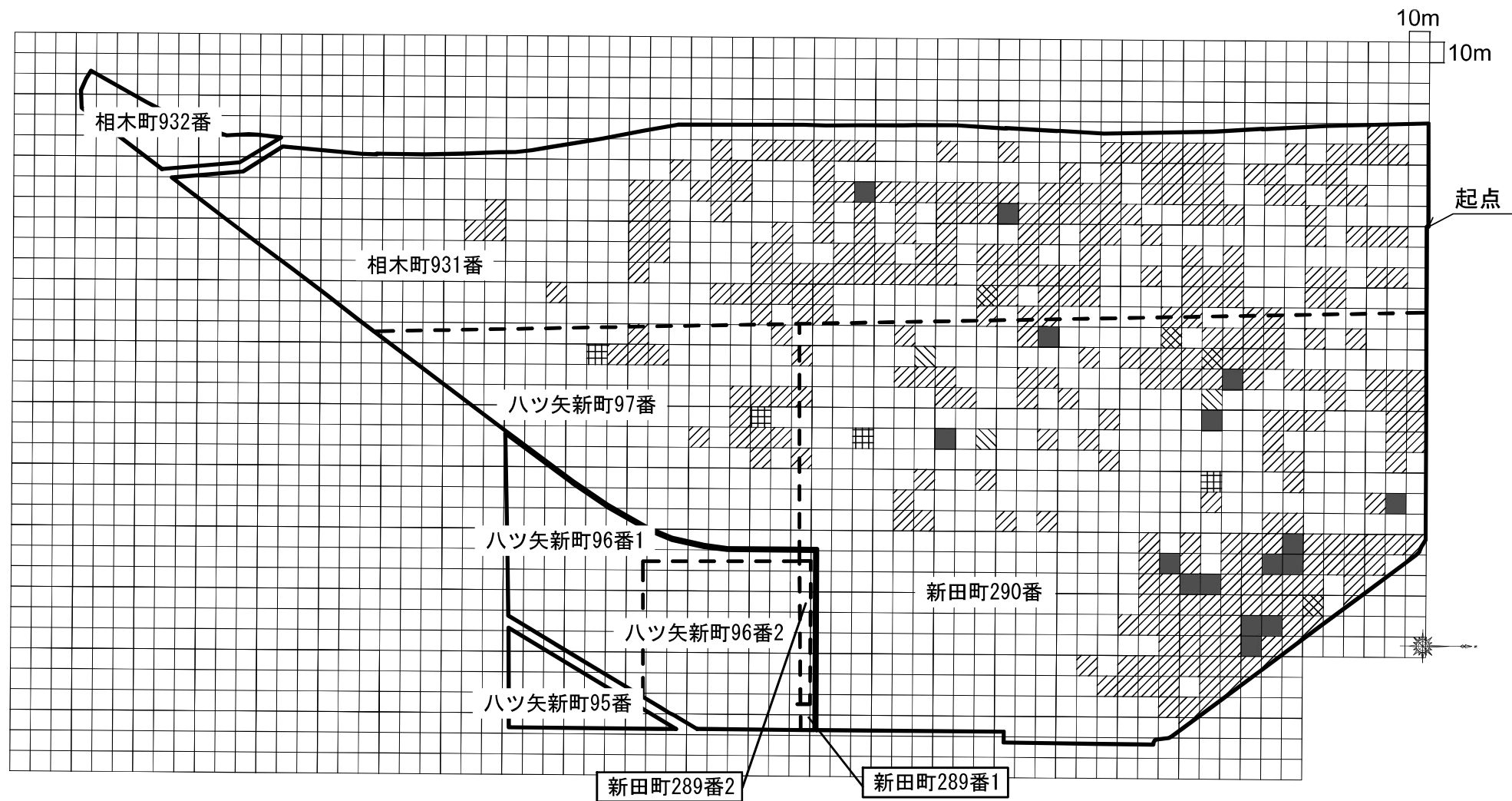
以 上

別図 1
【要措置区域】



別図 2

【形質変更時要届出区域】



指定区域

- : 六価クロム化合物（土壌溶出量基準不適合）
- ▤ : 鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）
- ▥ : 鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合）
- ▧ : 六価クロム化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合）
- : 鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準不適合）